

インフルエンザ登校届

児童・生徒がインフルエンザにかかった場合、学校保健安全法第19条により「校長は感染のおそれなくなるまで、出席停止させることができる」と定められています。これに基づき、発熱から5日を経過し、かつ、解熱日から2日を経過するまで登校することはできません。つきましては、発熱及び解熱の状況を確認するため、登校する際に本紙を保護者が記入し学校に提出してください(医療機関が発行する「罹患・治癒証明書」等の提出は不要です)。まん延防止にご協力お願いいたします。

インフルエンザ ^{りかん} 罹患中の主な症状（該当する症状全てを○で囲んでください）	
・発熱（ °C） ・悪寒 ・頭痛 ・筋肉痛 ・関節痛 ・倦怠感 ・咳 ・鼻水 ・咽頭痛 ・食欲不振 ・吐き気 ・嘔吐 ・下痢 ・腹痛 ・その他（ ）	
診断日	月 日 曜日
医療機関名	
診断名	インフルエンザ（ A ・ B ・ 不 明 ）
出席停止期間	月 日 ～ 月 日

罹患中の体温をはかり、下記に記録してください。（平熱： 度 分）

発熱日0日目 (発症0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/
体 温	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C

※発熱したその日が「発熱日0日目」となります。月/日欄に日付を記入してください。

※出席停止期間は裏面を参照してください。また、体温を測定し上記に記入してください。

立川市立 立川第八中 学校長 殿

上記のとおりインフルエンザに罹患しましたが、発熱日から5日を経過し、かつ、解熱日から2日を経過しましたので登校について届出します。

年 月 日

年 組 生徒氏名

保護者氏名(自署)

インフルエンザ出席停止早見表

								発症日から5日を経過した後			
		発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目
例 1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能 ○			
		出席停止									
例 2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能 ○			
		出席停止									
例 3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○			
		出席停止									
例 4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	→	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○		
		出席停止									
例 5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	→	→	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○	
		出席停止									
例 6	一度解熱したが 再度、発熱した場合	発熱	→	解熱 (1回目)	再度 の発熱	→	解熱 (2回目)	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○	
		出席停止									

- ・上記の表は発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで登校できない出席停止の旨を表にしたものです。
- ・発症とは発熱した日です。「発熱＝発症0日目」となります。同様に解熱したその日は「解熱後1日目」とはならず、「解熱＝解熱0日目」となります。
- ・例6のように、一度解熱し再度発熱した場合は、再度解熱した日（「解熱(2回目)」）から数えて解熱後2日間を経過するまでが出席停止となります。
- ・医療機関を受診し、インフルエンザと診断された上で、本紙を学校に提出してください。